

○十和田市民文化センター条例施行規則

平成17年 1 月 1 日

教育委員会規則第28号

改正 平成17年 5 月 18日教委規則第38号
平成18年 3 月 24日教委規則第 1 号
平成18年 3 月 24日教委規則第 9 号
平成18年 7 月 25日教委規則第11号
平成19年 3 月 29日教委規則第 9 号
平成20年 1 月 22日教委規則第 2 号
平成20年 6 月 30日教委規則第11号
平成25年 3 月 29日教委規則第 6 号
平成25年12月27日教委規則第10号
平成31年 3 月 22日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、十和田市民文化センター条例（平成17年十和田市条例第103号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 十和田市民文化センター（以下「文化センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平19教委規則 9・旧第 4 条繰上・一部改正、平25教委規則10・一部改正)

(休館日)

第 3 条 文化センターの休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(平19教委規則 9・旧第 5 条繰上、平25教委規則10・一部改正)

(使用の許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、市民文化センター使用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、使用月の12か月前から使用日の15日前までの期間に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると教育長が認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、商品の宣伝、展示即売、社員研修及び会社説明会並びにこれらに類する目的に使用する場合における第1項の申請書の提出は、使用月の6か月前から使用日の7日前までの期間に行わなければならない。

（平17教委規則38・一部改正、平19教委規則9・旧第6条繰上・一部改正、平20教委規則2・平25教委規則10・平31教委規則5・一部改正）

（特別の設備等）

第5条 条例第9条の規定により特別な設備等を設け、又は特殊な物品を使用しようとする者は、前条第1項の申請書に市民文化センター特別設備等承認申請書（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

（平19教委規則9・旧第7条繰上、平20教委規則2・一部改正）

（使用の許可等）

第6条 教育長は、第4条第1項及び前条の申請書を受理したときは、使用の目的及びその内容を審査し、適当と認めるときは、市民文化センター使用許可書（様式第3号）を申請をした者に交付するものとする。

2 前項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可書を常時携帯し、職員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（平19教委規則9・旧第8条繰上・一部改正、平20教委規則2・平25教委規則10・一部改正）

（使用の許可の取消し等）

第7条 教育長は、条例第6条第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止させる場合は、その理由を付して使用者に通知するものとする。

(平19教委規則 9・旧第 9 条繰上・一部改正、平20教委規則 2・平25教委規則10・一部改正)

(使用の許可事項の変更等)

第 8 条 使用者は、条例第 7 条の規定により使用の許可事項を変更し、又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、市民文化センター使用許可事項変更承認申請書（様式第 4 号）又は市民文化センター使用許可取消届出書（様式第 5 号）を教育長に提出しなければならない。

2 使用者は、前項の申請書又は届出書を提出する場合は、第 6 条第 1 項の許可書を添付しなければならない。

(平19教委規則 9・旧第10条繰上・一部改正、平20教委規則 2・平25教委規則10・一部改正)

(附属設備及び備品類の使用料)

第 9 条 附属設備及び備品類の使用料は、別表に定める額とする。

(平19教委規則 9・旧第11条繰上、平25教委規則10・一部改正)

(使用料の減免)

第10条 条例第14条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、興行その他営利等を目的として使用する場合は、減免しない。

(1) 市が主催する行事に使用する場合 使用料の全額

(2) これまで文化センターを使用したことがなく、かつ、市内で創造的な芸術文化活動を行う団体等であって、その団体等の活動が市民の文化の普及定着に寄与するものと教育長が認めたものが発表の場として使用する場合 使用料の全額

(3) 収益を目的としない団体等が市の後援を得て文化、芸術、科学、教育等の振興に寄与するために開催する行事に使用する場合 条例別表（附属設備及び備品類の規定並びに備考の規定を除く。）に定める使用料（以下「施設

使用料」という。)に100分の70を乗じて得た額

(4) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して行う行事に使用する場合 施設使用料に100分の70を乗じて得た額

(5) 社会教育関係団体、福祉関係団体及びこれに類する団体がその目的達成のための行事に使用する場合 施設使用料に100分の70を乗じて得た額

(6) 文化団体等が地域文化の振興に寄与する目的で行う行事に使用する場合 施設使用料に100分の70を乗じて得た額

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の学校が主催し、かつ、芸術文化の振興を目的に使用する場合 施設使用料に100分の70を乗じて得た額

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めた場合 施設使用料の全額

2 使用料の減免を受けようとする者は、市民文化センター使用料減免申請書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、市民文化センター使用料減免決定通知書(様式第7号)により申請をした者に通知するものとする。

(平18教委規則9・平18教委規則11・一部改正、平19教委規則9・旧第12条繰上・一部改正、平25教委規則6・平25教委規則10・一部改正)

(使用料の還付)

第11条 条例第15条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき 使用料の全額

(2) 使用日の15日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 使用料の全額

(3) 使用日の7日前までに第8条第1項の届出書の提出があったとき 施設

使用料以外の使用料の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、市民文化センター使用料還付申請書(様式第8号)を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、市民文化センター使用料還付決定通知書(様式第9号)により申請をした者に通知するものとする。

(平19教委規則9・旧第13条繰上、平25教委規則10・一部改正)

(職員の立入り)

第12条 使用者は、管理上の必要による職員の立入りを拒んではならない。

(平18教委規則11・一部改正、平19教委規則9・旧第14条繰上)

(点検)

第13条 使用者は、条例第16条第1項の規定により原状に回復したときは、直ちに職員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

(平19教委規則9・旧第15条繰上・一部改正)

(損傷等の届出)

第14条 文化センターの施設、附属設備又は器具類を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市民文化センター損傷等届出書(様式第10号)によりその旨を届け出て、教育長の指示を受けなければならない。

(平19教委規則9・旧第16条繰上・一部改正、平25教委規則10・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第15条 条例第18条の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせることとした場合の文化センターの開館時間及び休館日は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に定める開館時間及び第3条に定める休館日を基準として、あらかじめ教育長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以

外の日に休館することができる。

(平18教委規則11・追加、平19教委規則9・旧第17条繰上、平20教委規則2・一部改正)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平18教委規則11・旧第17条繰下、平19教委規則9・旧第18条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の十和田市民文化センター条例施行規則(昭和60年十和田市教育委員会規則第3号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年教委規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、次に掲げる様式用の紙で現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 第3条の規定による改正前の十和田市民文化センター条例施行規則様式第4号

附 則 (平成20年教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年教委規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用の許可の申請がされている同日以降の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年教委規則第5号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(十和田市民文化センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に申請をした施行日以後の十和田市民文化センターの附属設備及び備品類の使用に係る使用料は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の十和田市民文化センター条例施行規則別表の規定の例により徴収する。ただし、平成31年6月30日までに十和田市民文化センターの附属設備及び備品類の使用(平成32年3月31日までの使用に限る。)の申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第9条関係)

(平25教委規則10・全改、平31教委規則5・一部改正)

区分	品名	単位	金額 (円)	備考
舞台設 備	音響反射板	一式	5,500	天反ライトを含む。
	オーケストラピット	一式	3,300	
	所作台	一式	5,500	
	花道所作台	一式	2,200	
	吹奏楽用ひな壇	一式	2,200	
	平台	1台	110	
	箱足	1台	55	
	開き足	1台	55	
	毛せん	1枚	220	
	上敷ゴザ	1枚	110	
	人形立	1本	55	
	木支木	1本	22	
	鳥屋囲い	一式	550	
	大太鼓	一式	550	
	金屏風	1双	1,100	
	紗幕	一式	550	
	地がすり	1枚	550	
	松・竹羽目	一式	1,430	
	指揮者台	1台	330	
	指揮者用譜面台	1台	220	
譜面台	1台	110		
演台	1台	550	花台を含む。	
司会者台	1台	110		

	めくり台	1 台	110	
	国旗・市旗	1 枚	110	
照明設 備	調光装置	一式	2,200	
	センターピンスポットライト	1 台	1,650	
	フロントサイドスポットライ ト	一式	1,100	
	シーリングスポットライト	一式	2,200	
	フットライト	一式	550	
	花道フットライト	一式	330	
	ボーダーライト	1 列	880	
	サスペンションライト	1 列	1,100	
	アッパーホリゾンライト	一式	1,100	
	ローアホリゾンライト	一式	880	
	1 kWスポットライト	1 台	220	
	500Wスポットライト	1 台	110	
	オーロラマシーン	1 台	550	
	750Wカッターライト	1 台	550	
	波マシーン	1 台	550	
	Parライト	1 台	110	
	ファイヤーマシーン	1 台	550	
	ミラーボール	1 台	550	
	ドライアイスマシーン	1 台	550	
	スモークマシン	1 台	550	
音響設 備	拡声装置	一式	2,200	マイク 2 本付
	カセットデッキ	1 台	770	
	CDプレーヤー	1 台	770	

	CDレコーダー	1 台	770	
	MDレコーダー	1 台	770	
	リバーブマシン	1 台	550	
	3 点吊りマイク装置	一式	550	マイク付
	エレベーターマイク装置	一式	550	マイク付
	ダイナミックマイク	1 本	550	スタンド付
	コンデンサーマイク	1 本	550	スタンド付
	ピンマイク	1 本	550	
	ワイヤレスマイク	1 本	550	
	モニタースピーカー	1 台	550	
	移動仮設型ミキサー	1 台	550	
その他	液晶プロジェクター	一式	2,750	
	スクリーン	1 台	550	据え付け
	スクリーン	1 台	220	移動式
	ワイヤレスアンプ	1 台	770	ポータブル
	CDMDラジカセ	1 台	550	
	ピアノ (フルコン)	1 台	4,400	調律料を除く。
	ピアノ (セミコン)	1 台	2,200	調律料を除く。
	持込器具	1 kW	160	
	シャワー室	一式	550	公演 1 回につき

様式第1号(第4条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

予約情報入力	許可書発行	請求書発行
/	/	/

受付番号 年度 号

市民文化センター使用許可申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

申請者名

団体名

申請者住所

代表者名

連絡先
電話番号

次のとおり市民文化センターを使用したいので申請します。

催物名称 (使用目的)							
使用施設等	年月日	曜日	使用室	使用時間	1 音楽〔器楽、声楽、歌謡曲、ポピュラー〕 〔ジャズ、フォーク、ロック、邦楽〕		
	年月日			～	2 演劇(新劇、児童劇、歌舞伎、能)		
	年月日			～	3 舞踊(日舞、洋舞)		
	年月日			～	4 芸能〔民謡・手踊、バラエティショー〕 〔落語・浪曲〕		
	年月日			～	5 集会〔講習、研修、会議、大会・式典〕 〔講演〕		
	年月日			～	6 映画		
	年月日			～	7 展覧・展示 8 その他()		

時間帯	区分	開場	開演	終演	発行券等	予定参集人員	入場料予定	席別
	1	:	:	:		人	無料・整理券・会員	指定・自由
	2	:	:	:		円	前売券	当日券
火気使用		有 ・ 無		※有に○をつけた方は、別途申請書の記入が必要となります。				
ピアノ		ヤマハ ・ カワイ		スクリーン		使用する ・ 使用しない		

使用料		円		備考	
領収日	年月日	領収金額	円	領収確認	
領収日	年月日	領収金額	円	領収確認	
領収日	年月日	領収金額	円	領収確認	

注 太線内は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

市民文化センター特別設備等承認申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり使用したいので申請します。

催物名称 (使用目的)	
使用日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
着手(持込)日時	年 月 日 時 分
撤去日時	年 月 日 時 分
概 要 (設備等の名称、規模、数量、設置場所、予防上の措置)	

許 可 年 月 日

年 月 日

様式第3号(第6条関係)

許可番号 年度 号

市民文化センター使用許可書

年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ 様

十和田市教育委員会 教育長 印

次のとおり市民文化センターの使用を許可します。

催物名称 (使用目的)											
使用施設・ 使用料等	年月日	曜日	使用室	使用時間	施設 使用料	附属設備 等使用料	割増料金				
					円	円	冷暖房料	時間延長	営利加算	入場料加算	
	年 月 日			～			円	円	円	円	
	年 月 日			～							
	年 月 日			～							
	年 月 日			～							
	年 月 日			～							
備考				小計							
				減免額							
				差引使用料							
				使用料合計							円

時間 帯	区分	開場	開演	終演	発行 券等	予定参集人員	入場料予定	席別
	1	:	:	:		人	無料・整理券・会員	指定・自由
	2	:	:	:		円	前売券	当日券
火気使用	有・無	ピアノ	ヤマハ・カワイ	スクリーン	使用する ・ 使用しない			

注 使用にあたっては、裏面の許可条件をお守りください。

— 許 可 条 件 —

- 1 許可書は、市民文化センターの使用中は常に携帯し、職員からの要求があったときは提示してください。
- 2 市民文化センターの使用の権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- 3 既に納めた使用料は、条例に定める場合のほかお返しできません。
- 4 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行ってください。
- 5 市民文化センターの使用に当たっては、催物の使用計画書(仕込図、進行表等)を提出し、その他必要な事項を事前に係員と打ち合わせてください。
- 6 市民文化センターの内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
- 7 施設及び附属設備等を破損、汚損又は滅失したときは、いかなる行為であっても、使用者がその損害を賠償しなければなりません。
- 8 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
- 9 施設及び附属設備等の使用に当たっては、すべて職員の指示に従ってください。なお、使用終了後は施設及び附属設備等を原状に回復し、職員の点検を受けてください。

様式第4号(第8条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

市民文化センター使用許可事項変更承認申請書		年 月 日
十和田市教育委員会 教育長 様		
		団体名 _____
		代表者名 _____
		住 所 _____
		電話番号 _____
次のとおり市民文化センターの使用の許可事項を変更したいので申請します。		
使用許可 年月日・番号	年 月 日	年度 第 号
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

注 許可書を添付してください。

様式第5号(第8条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

市民文化センター使用許可取消届出書		年 月 日
十和田市教育委員会 教育長 様		団 体 名 _____ 代 表 者 名 _____ 住 所 _____ 電 話 番 号 _____
次のとおり市民文化センターの使用の取消しを受けたいので届け出ます。		
使 用 許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日	年 度 第 号
取 消 理 由		
備 考		

注 許可書を添付してください。

様式第6号(第10条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

市民文化センター使用料減免申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団体名 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

次のとおり市民文化センターの使用料の減免を申請します。

催物名称 (使用目的)	
使用施設	
使用年月日	年 月 日() ~ 年 月 日()
減免申請理由	

	使 用 料	減 免 額	納 付 額
減免の措置	円	円	円

- 注1 太線内は記入しないでください。
 2 減免申請理由は具体的に記入してください。

様式第7号(第10条関係)

市民文化センター使用料減免決定通知書

年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ 様

十和田市教育委員会 教育長 印

次のとおり市民文化センターの使用料の減免を決定したので通知します。

催物名称 (使用目的)	
使用施設	
使用年月日	年 月 日() ~ 年 月 日()
減免申請理由	

	使用料	減免額	納付額
減免の措置	円	円	円

様式第8号(第11条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

市民文化センター使用料還付申請書

年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 様

団 体 名 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり市民文化センターの使用料の還付を申請します。

使用許可 年月日・番号	年 月 日		年度 第		号		
使 用 施 設 等	年 月 日	曜日	使 用 室	使 用 時 間	使 用 料 等		
	年 月 日			～	施 設 使 用 料	円	
	年 月 日			～	附 属 設 備 等 使 用 料	円	
	年 月 日			～	割 増 料 金	冷 暖 房 料	円
	年 月 日			～		時 間 延 長	円
	年 月 日			～		営 利 加 算	円
	年 月 日				～	入 場 料 加 算	円
				～	減 免 額	円	
還 付 申 請 の 理 由					使 用 料 合 計	円	
					既 納 使 用 料	円	
備 考					還 付 申 請 額	円	
					還 付 額	円	

注1 太線内は記入しないでください。

2 還付申請の理由は具体的に記入してください。

市民文化センター使用料還付決定通知書

年 月 日

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ 様

十和田市教育委員会 教育長 印

次のとおり市民文化センターの使用料の還付を決定したので通知します。

使用許可 年月日・番号	年 月 日		年度 第		号		
使 用 施 設 等	年 月 日	曜日	使 用 室	使 用 時 間	使 用 料 等		
	年 月 日			～	施 設 使 用 料	円	
	年 月 日			～	附 属 設 備 等 使 用 料	円	
	年 月 日			～	割 増 料 金	冷 暖 房 料	円
	年 月 日			～		時 間 延 長	円
	年 月 日			～		営 利 加 算	円
	年 月 日			～		入 場 料 加 算	円
年 月 日				～	減 免 額	円	
還 付 申 請 の 理 由					使 用 料 合 計	円	
					既 納 使 用 料	円	
備 考					還 付 申 請 額	円	
					還 付 額	円	

様式第10号(第14条関係)

教育長	部長	課長	課長補佐	係長	係員	受付者

市民文化センター損傷等届出書		年 月 日
十和田市教育委員会 教育長 様		
	団体名	_____
	代表者名	_____
	住 所	_____
	電話番号	_____
次のとおり市民文化センターの施設等を損傷(滅失)したので届け出ます。		
使用許可 年月日・番号	年 月 日	年度 第 号
催物名称 (使用目的)		
説 明		

注 説明欄には、損傷等の箇所又は物件の内容及び数量等を具体的に記入すること。

様式第1号（第4条関係）

（平31教委規則5・全改）

様式第2号（第5条関係）

（平25教委規則10・全改）

様式第3号（第6条関係）

（平31教委規則5・全改）

様式第4号（第8条関係）

（平25教委規則10・全改）

様式第5号（第8条関係）

（平25教委規則10・全改）

様式第6号（第10条関係）

（平25教委規則10・全改）

様式第7号（第10条関係）

（平25教委規則10・全改）

様式第8号（第11条関係）

（平25教委規則10・全改）

様式第9号（第11条関係）

（平25教委規則10・全改）

様式第10号（第14条関係）

（平25教委規則10・全改）